

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、お客様満足の実現を通じて企業価値の最大化を図り、同時に高い倫理観をもって社会的責任を果たすことにより、お客様・従業員・取引先・地域社会等のステークホルダーの期待に応えてまいります。

また、中長期的な企業価値向上のため、企業活動の透明性・公正性・生産性を高めることを重要課題として、経営組織の改革や諸制度の整備及び内部統制システムの充実等を図るコンプライアンス経営を継続的に推進しており、ステークホルダーに信頼されるコーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則4-2-(1) 業績連動報酬・自社株報酬の割合の適切な設定

経営陣の報酬は、株主総会で決議された限度額内で、独立社外取締役を構成員とした指名・報酬委員会での審議・答申に基づいて取締役会にて決定しています。

また、取締役会にて決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針により、取締役の報酬は、基本報酬(固定報酬)、業績連動報酬(決算賞与)および非金銭報酬(株式報酬)の構成で設計しています。具体的な内容については、コーポレートガバナンス・コード原則3-1 情報開示の充実(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4 政策保有株式

当社は、当社の事業活動を円滑に行うこと、また取引を強化することを目的とし、政策保有株式を保有する場合がありますが、原則として政策保有株式を保有しない方針とし、現状の保有株式については、段階的に削減していきます。

政策保有株式がある場合、取締役会にて中期経営計画の観点からも保有の適否を検証し、当該検証内容を開示します。

保有する株式の議決権行使に当たっては、各議案が当該会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものか否か、また株主価値の毀損につながらないかといった点を総合的に判断のうえ行使します。

2020年度は、売却対象の株式はございませんでした。

原則1-7 関連当事者間の取引

関連当事者との取引を行う際には、取締役会規則に基づき、その取引内容を取締役会において精査しています。会社と取締役間での取引では、当社株式売買、当社不動産売買又は賃貸借、銀行借入れ等の債務保証について、取締役会での承認が必要になります。また、当該取引に係る役員は定足数から除外のうえ議案の決議を行うこととしています。

当該取引は、会社法及び関連当事者の開示に関する会計基準等の規定に従い、開示しています。

原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社には厚生年金基金及び確定給付企業年金制度はありませんが、老後資産等の形成の為、企業型確定拠出年金制度を導入しています。従業員の安定的な資産形成の為、確定拠出年金の資産運用に関する従業員教育等に取り組んでいます。

原則3-1 情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、従前の企業理念を発展的に改定し、新経営理念として、「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客さまの生活に貢献し続ける」としました。その趣旨は、いつも安心・楽しさ・温もりを提供し、地域と共に歩み続ける企業になること及び個性を発揮しながら地域社会に寄り添い続けることで社員は人間の成長を果たすことを目指してまいります。

そして、2030年長期ビジョンとしては、中四国・九州エリアを軸に300店舗体制の実現、ゆめ(youme)あふれる地域との共創に挑戦してまいります。また、当社は2021年4月13日付けで「中期経営計画(2021年度～2025年度)」を公表しました。前回公表した中期経営計画(一部見直しを含む。)を大幅に見直し、新たに5か年の第二次中期経営計画といたしました。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「中期経営計画(2021年4月13日付)」をご参照ください。

■ 中期経営計画

https://www.izumi.co.jp/corp/ir/pdf/2021/0413news_01.pdf

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、お客様満足の実現を通じて企業価値の最大化を図り、同時に高い倫理観をもって社会的責任を果たすことにより、お客様・従業員・取引先・地域社会等のステークホルダーの期待に応えてまいります。

また、中長期的な企業価値向上のため、企業活動の透明性・公正性・生産性を高めることを重要課題として、経営組織の改革や諸制度の整備及び内部統制システムの充実等を図るコンプライアンス経営を継続的に推進しており、ステークホルダーに信頼されるコーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでいます。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役報酬限度額は株主総会の決議(2018年5月25日改定)により500百万円(うち社外取締役分は30百万円、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)と定めています。

2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められたことにより、2021年2月9日開催の取締役会において下記のとおり決定しました。なお、取締役でない執行役員の個人別の報酬等の決定についても取締役と同様とします。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬(決算賞与)および非金銭報酬(株式報酬)により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。なお、2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、上記取締役報酬限度額の枠内で非金銭報酬(株式報酬)として取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することの承認・決議、また、役員退職慰労金制度の廃止及び当該廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給をすることが、承認・決議されております。

2. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

(1)業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益等の目標値に対する達成度合いおよび個人評価に応じて算出された額を決算賞与として毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとします。

(2)非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする譲渡制限付株式を用いた株式報酬とし、毎年、一定の時期に付与します。付与する株式の個数は、各取締役の固定報酬の額に役位別の係数を乗じた株式報酬基準額に対して、会社の業績目標に対する達成度係数(0.90～1.10)を乗じた金額を付与時における株価で除して算出した数を踏まえて決定します。なお、非金銭報酬の譲渡制限付株式報酬の総額は、上記取締役報酬限度額の枠内で、年額100百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合の決定に関する方針
業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業および地元企業の実態を参考にしながら、指名・報酬委員会において審議を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬:非金銭報酬=60:25:15とします(KPIを100%達成の場合)。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し決定します。指名・報酬委員会は、3名の社内取締役と3名の社外取締役の計6名で構成され、委員長は代表取締役社長が務めています。当委員会は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた決算賞与の評価配分および取締役個人別の割当株式数を決議し、その結果を取締役会に答申し、取締役会は、当委員会による答申を慎重に審議したうえで、各取締役の報酬等の額を決定しています。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部(CEO含む)の選任、社内取締役候補者の指名については、「革新・挑戦・スピード」をキーワードに、豊富な業務経験と知識をもち、リーダーシップに優れていることを基準とし、高い倫理観とコンプライアンス意識をもって、当社の企業価値最大化のために職務を遂行できる者を、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会の審議により決定いたします。加えて、CEOにおいては、当社を牽引する適切な資質を持った者を選任すべく、多様な経営視点や専門知識を有する後継者の育成に努めています。

また、社外取締役候補者の指名については、専門分野の異なる高度な知識と豊富な経験を有し、当社の成長戦略に欠かせない新店投資等のリスクについての指摘など中立的・客観的な視点で積極的に提言し、自由闊達な議論を行える者を、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会の審議により決定いたします。

監査役候補者の指名については、専門的な経験と知識をもち、中立的・客観的な立場から公正な監査を行える者を、監査役会の同意を得たうえで、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会の審議により決定いたします。

なお、独立社外取締役及び独立社外監査役の候補者の指名においては、東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準を踏まえて決定しています。

当社は、経営陣幹部(CEO含む)の解任について、上記に記載する経営陣幹部に必要な条件を充たせなくなった状況等に至った場合、また法令等に違反し当社の企業価値を著しく毀損したと客観的に判断される場合等に、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会の審議により決定いたします。

(v)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部(CEO含む)の選任、取締役および監査役候補者の指名理由について、株主総会招集通知にて開示します。経営陣幹部(CEO含む)の解任については、発生していませんので開示しておりません。

補充原則4-1-(1) 経営陣への委任の範囲

取締役会は、法令および定款に定めるものの他、取締役会規則に基づき、人事、機構改革、労務管理に関する制度、固定資産、株式、長期的資金調達、投資、株主資本、関係会社に関する事項など、会社業務に関する重要な事項について意思決定します。

取締役会の経営陣に対する委任の範囲は、取締役会の専決事項以外の業務執行であり、その詳細は、業務分掌規程および職務権限行使規程に定めています。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

独立社外取締役を3名選任しており、経営の透明性の確保と監督機能の強化を図っています。取締役8名中、独立社外取締役が3名選任されたことにより、取締役会における独立社外取締役の割合は、3分の1以上となります。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、「当社およびその子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者」でないなど、客観的に経営陣から独立した立場にあること、また一般株主と利益相反関係が生じる恐れがないことを確認し、独立性を判断しています。

補充原則4-11-(1) 取締役会の全体のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社の取締役会は、独立社外取締役3名を含めた8名で構成しています。

社内取締役には、「革新・挑戦・スピード」をキーワードに、豊富な業務経験と知識をもち、リーダーシップに優れていることを基準とし、高い倫理観とコンプライアンス意識をもって、当社の企業価値最大化のために職務を遂行できる者を、指名・報酬委員会及び取締役会での十分な審議を経て選任しています。

また、社外取締役には、専門分野の異なる高度な知識と豊富な経験を有し、当社の成長戦略に欠かせない新店投資等のリスクについての指摘な

ど中立的・客観的な視点で積極的に提言し、自由闊達な議論を行える者を、指名・報酬委員会及び取締役会での十分な審議を経て選任しています。

これにより、取締役会として、迅速かつ適切な意思決定を可能にするとともに、独立した立場からの業務執行に対する監督助言機能を備え、多様なバックグラウンドに基づく知識・経験・能力等を経営に生かすことができる構成とすることを考えています。

補充原則4 - 11 - (2) 取締役・監査役の兼任状況

取締役および監査役の重要な兼職の状況は、事業報告および株主総会招集通知にて開示しています。なお、取締役および監査役の候補者選定等においては、当社以外に役員を兼任している上場会社等が3社以下である点を考慮しています。

補充原則4 - 11 - (3) 取締役会の実効性の分析・評価

当社取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価のため、取締役及び監査役全員を対象にしたアンケートを実施し、その結果に基づき、取締役会の構成、取締役会の審議内容、取締役会の運営、昨年度アンケートにおける課題への対応等について、以下のとおり実効性の評価を取締役会において議論を行いました。

(1) 取締役会実効性評価の実施時期

2020年7月 取締役会実効性評価アンケートの実施

2020年8月 アンケート結果内容の報告及び取締役会における課題の共有化

2020年9月～12月 取締役会における課題に対する議論

(2) 分析・評価の結果概要

当社取締役会は、重要事項の審議においては活発に議論が行われ、概ね意思決定にかかるプロセスの実効性は適切に確保されていることが確認されました。

一方で、課題として認識すべき点も確認され、取締役会の運営方法（経営戦略等の議論の場を増やす等）、社外取締役の増員、女性取締役の登用、後継者の育成計画、中期経営計画の再構築、中長期の業績連動報酬を含む役員報酬制度の改定、指名・報酬委員会の委員構成等について、今後審議すべきである重要な課題として認識いたしました。

(3) 今後の課題とその対応

今後における当社取締役会の実効性評価に係る課題について、さらなる議論を重ねることにより改善を図って参ります。

補充原則4 - 14 - (2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役には、定期的に、法務等に関する専門家の研修、リーダーシップ・経営戦略等に関する外部講師による研修、成長戦略についての勉強会等を実施しています。また、社内取締役は、新型コロナウイルス感染症拡大もあり、インターネット等によるWEBセミナーも活用しながら、外部経営者とのディスカッション、チェーンストア経営理論等のセミナーへの参加等を通じて、日々研鑽を積んでいます。

社外取締役には、当社グループの事業及び課題についての説明を行うとともに、社会一般的に求められる社外取締役の役割および責務についての外部機関主催の研修の場を提供しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大もあり、インターネット等によるWEBセミナーも活用しながら、最新の業界動向を把握するとともに、当社の店舗・物流センターや子会社の惣菜新工場の見学及び現場責任者との意見交換を通じ、経営の実態把握と見識を深めることに努めています。

常勤監査役は、新型コロナウイルス感染症拡大もあり、インターネット等によるWEBセミナーも活用し、監査役協会および外部会計監査人主催の研修に参加し、そこで得た情報を他の監査役と共有化しています。

また、監査役各々で、当社の店舗・物流センターへの会計監査人による監査立会いや子会社の惣菜新工場の見学及び現場責任者との意見交換を通じ、経営の実態把握と見識を深めることに努めています。

原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を通じ、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を目指します。対話については代表取締役社長が統括し、合理的な範囲で、経営陣幹部が面談に臨むことを基本とし、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで対応します。

< 株主との建設的な対話を促進するための方針 >

- ・取締役専務執行役員管理本部長をIR担当役員とし、関係部署間の緊密な連携を図りながら、対応しています。
- ・経営企画部がIRを担当し、総務部他、関連部署と連携を取り、個人株主および機関投資家等に対応しています。
- ・IR活動の概要については、当報告書「III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況」に記載しています。
- ・対話において把握された株主の意見懸念については、本部長会議での報告など、適宜、経営陣へフィードバックしています。
- ・株主との対話にあたっては、法令及び関連規則等を遵守し、インサイダー情報を適切に管理しています。
- ・当社は、必要に応じ株主構造の把握に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山西ワールド株式会社	19,935,884	27.82
第一不動産株式会社	4,208,000	5.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,705,700	5.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,427,800	4.78
株式会社広島銀行	2,362,078	3.30
日本生命保険相互会社	2,093,902	2.92
全国共済農業協同組合連合会	2,061,100	2.88
山西 泰明	2,037,240	2.84
第一生命保険株式会社	2,030,306	2.83
イズミ広島共栄会	2,002,462	2.79

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

・2021年2月末現在の株主名簿に基づいています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
似鳥 昭雄	他の会社の出身者								○			
米田 邦彦	学者											
青山 直美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

似鳥 昭雄	○	当社と似鳥氏が業務執行者である株式会社ニトリホールディングス及び株式会社ニトリとの間には土地及び建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、東京証券取引所が定める社外役員の独立性判断基準を超えるものではなく、その取引額は連結売上高の1.0%未満であり、経済的に依存している関係ではありません。 また、同氏はコーナン商事株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、東京証券取引所が定める社外役員の独立性判断基準を超えるものではなく、その取引額は連結売上高の1.0%未満であり、経済的に依存している関係ではありません。	日本最大級のホームファニッシングチェーンであるニトリグループの株式会社ニトリホールディングス代表取締役会長であるなど、企業の経営に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。
米田 邦彦	○	_____	経営学を専門とする大学教授として、企業経営について幅広い知識と高い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任しています。なお、同氏は社外取締役となること以外で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、コーポレートガバナンス等経営学の視点での監督機能を担う社外取締役として、職務を適切に遂行していただける人材であると判断しています。同氏と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、社外取締役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。
青山 直美	○	_____	株式会社東芝、株式会社イーライフを経て、有限会社スタイルビズを設立し、Eコマース、SNS、インバウンドのコンサルタント、アドバイザー業を営んでおり、消費者目線のマーケティングにおいて数多くの経験を有しております。 また、青山氏の得意分野としては、顧客視点のEコマースの導入・普及、企業と消費者のコミュニケーション設計、SNSの活用、女性活躍推進があげられ、持続的な企業価値の向上を目指す当社の中期経営計画の中で、特にデジタル投資の拡大戦略や人材育成における女性活躍のための施策等の分野において、同氏がこれまで培ってこられた先進的かつ豊富な知見及び経験等を当社の経営に反映していただきたく、当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、社外取締役として選任しています。 同氏と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しています。また、社外取締役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	3	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	3	3	0	0	社内取締役

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役・監査役候補者の指名及び、取締役個々の報酬等については、当該委員会における答申を受け、取締役会にて審議し決定しています。なお、監査役候補者の指名については、事前に監査役会の同意を得ています。

任意の指名・報酬委員会の議長及び構成員は以下のとおりです。

議長：山西泰明(代表取締役社長)

構成員：梶原雄一郎(取締役専務執行役員GMS本部長)、三家本達也(取締役専務執行役員管理本部長)、似鳥昭雄(社外取締役)、米田邦彦(社外取締役)、青山直美(社外取締役)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に情報交換を行い、会計監査の状況を把握するとともに、監査役会は会計監査人による会計監査の結果について報告を受けています。また、監査役は、内部監査部門である経営管理部内部監査課からの報告を受け内部監査の情報の共有化を図り、相互連携して監査業務を推進しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀川 智子	他の会社の出身者													
岡田 弘隆	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

堀川 智子	○	——	大手監査法人勤務により公認会計士としての経験を積み、その後、家業の中国木材株式会社入社後は経営に係る重要な部署の役員を歴任され、現在代表取締役社長として活躍されています。会社経営者と会計の専門家としての高い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、社外監査役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。
岡田 弘隆	○	——	社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、国税局の重要な部署の責任者を歴任された後退職され、現在は税理士としての幅広い業務経験と専門的知識を有しているとともに、監査に反映できるコンプライアンス意識の高い人格・識見も有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、社外監査役としての職務を遂行するにあたって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

取締役(社外取締役を除く。)の報酬については、指名・報酬委員会(委員には社外取締役2名を含む。)の審議・答申を経て2021年2月9日の取締役会にて決定した「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」に基づき、固定報酬(基本報酬)、業績連動報酬(決算賞与)及び株式報酬の構成により設計しました。短期インセンティブに係る業績連動報酬(決算賞与)は、1年間の業績目標達成の評価により決定するもので、中長期インセンティブに係る業績連動報酬の株式報酬は、株価と連動する報酬である譲渡制限付株式によって構成しています。2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、中長期インセンティブに係る業績連動報酬の株式報酬(譲渡制限付株式)制度が承認されたことにより、あわせて役員退職慰労金制度を廃止いたしました。社外取締役の報酬については、独立性を確保するため固定報酬のみを支給しております。監査役の報酬については、独立性を確保するため、監査役の協議により決定しており、固定報酬のみを支給しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2021年2月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額
 取締役8名 140百万円
 (うち社外取締役2名 15百万円)
 監査役5名 14百万円
 (うち社外監査役4名 7百万円)

(注)

1. 株主総会の決議(2018年5月25日改定)による取締役の報酬の限度額は年額500百万円(うち社外取締役分30百万円)です。
2. 株主総会の決議(2021年5月26日改定)による監査役の報酬の限度額は年額50百万円です。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した取締役に対する役員賞与引当金繰入額24百万円を含めています。
5. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額 65百万円(取締役 67百万円、監査役2百万円)を含めています。
6. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は3百万円です。
7. 上記報酬等の額のほか、2020年5月27日開催の第59回定時株主総会の決議による退任監査役2名(うち社外監査役2名)に対して役員退職慰労金13百万円(うち社外監査役13百万円)を支給しています。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬限度額は株主総会の決議(2018年5月25日改定)により500百万円(うち社外取締役分は30百万円、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)と定めています。

取締役の報酬等の額又はその算定方法については、2021年2月9日開催の取締役会にて「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議し、その決定方針に基づき各取締役の職務の内容に応じた年間評価等を勘案したうえで報酬等の額を指名・報酬委員会において審議しています。

指名・報酬委員会は、3名の社内取締役と3名の社外取締役の計6名で構成され、委員長は代表取締役社長が務めています。指名・報酬委員会において各取締役の評価を審議し、取締役の報酬等の額は取締役会に答申され、取締役会は、指名・報酬委員会の答申を慎重に審議したうえで、各取締役の報酬等の額を決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役に対しては、事前に取締役会の会議内容に係る資料を送付しています。また、社外監査役に対して、監査役補助スタッフ(兼務)が監査業務(事業所の視察等)をサポートし、監査役の監査機能の充実を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1 コーポレート・ガバナンスの概要

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、お客様満足の実現を通じて企業価値の最大化を図り、同時に高い倫理観をもって社会的責任を果たすことにより、お客様・従業員・取引先・地域社会等のステークホルダーの期待に応えてまいります。

また、中長期的な企業価値向上のため、企業活動の透明性・公正性・生産性を高めることを重要課題として、経営組織の改革や諸制度の整備及び内部統制システムの充実等を図るコンプライアンス経営を継続的に推進しており、ステークホルダーに信頼されるコーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでいます。

(2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

・企業統治の体制の概要

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成し、任期を2年とし業務執行の透明性と経営責任の明確化を図っています。取締役会は、原則として、月1回開催し、充実した審議と取締役の職務執行に関する監督が行われています。取締役8名の中から代表取締役1名を選定し、代表取締役の下に執行役員12名(取締役を除く)を選任して業務執行にあたらせています。

取締役会の議長及び構成員は以下のとおりです。

議長: 山西泰明(代表取締役社長)

構成員: 梶原雄一郎(取締役専務執行役員GMS本部長)、三家本達也(取締役専務執行役員管理本部長)、黒本寛(取締役開発本部長)、町田繁樹(取締役経営企画部長)、似鳥昭雄(社外取締役)、米田邦彦(社外取締役)、青山直美(社外取締役)

取締役5名(社外取締役3名を除く)で構成する経営会議において、取締役会付議事項の諮問及びその他経営方針・経営戦略等に関する施策等の決定について、毎週適宜審議を行う体制にしています。当社グループ会社の経営状況については、月1回の実績検討会において、各グループ会社の社長を招集して各社の経営チェックを行うとともに、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報についても、当社社長とグループ会社社長との間において3か月に1回の報告を義務づけるとともに、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で毎月1回の経営課題に係る対応策を協議することも義務づける体制にしております。

経営会議の議長及び構成員は以下のとおりです。

議長: 山西泰明(代表取締役社長)

構成員: 梶原雄一郎(取締役専務執行役員GMS本部長)、三家本達也(取締役専務執行役員管理本部長)、黒本寛(取締役開発本部長)、町田繁樹(取締役経営企画部長)

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成し、取締役会においては、監査役に対して取締役会議案に対する客観的な意見を求めるとともに、監査役が取締役の意思決定及び業務執行状況の監査をしています。

監査役会の議長及び構成員は以下のとおりです。

議長: 川西正身(常勤監査役)

構成員: 堀川智子(社外監査役)、岡田弘隆(社外監査役)

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役・監査役候補者の指名及び、取締役個々の報酬等については、当該委員会における答申を受け、取締役会にて審議し決定しています。なお、監査役候補者の指名については、事前に監査役会の同意を得ています。

任意の指名・報酬委員会の議長及び構成員は以下のとおりです。

議長: 山西泰明(代表取締役社長)

構成員: 梶原雄一郎(取締役専務執行役員GMS本部長)、三家本達也(取締役専務執行役員管理本部長)、似鳥昭雄(社外取締役)、米田邦彦(社外取締役)、青山直美(社外取締役)

さらに、適正かつ効率的に経営監視を行うために、4名の顧問弁護士による経営に関する助言・指導をいただいています。

当該体制を採用する理由

当社は上述のコーポレート・ガバナンスが有効に機能していると認識しており、後述の内部統制システム及びコンプライアンス・リスク管理体制と合わせ、効率的な業務の執行と効果的な経営監視機能が働いていると考えています。

また、独立した立場から経営の客観性・透明性を高めるために、豊富な経験と幅広い見識を有した人材を社外取締役に応用しています。

(3) 企業統治に関するその他の事項

・内部統制システム及びコンプライアンス・リスク管理体制の整備状況

イ) 各事業本部とは独立した経営管理部が主管となってコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月1回開催し、当社各部門並びにグループ会社から選出されたコンプライアンス・リスク管理委員出席の下、当社グループ全体のコンプライアンス教育及びリスク管理のモニタリング活動報告について審議しています。当委員会の議事内容については、取締役及び監査役に報告しています。

ロ) イズミグループ行動憲章を定め、当社及びグループ会社の取締役・従業員の行動規範として、事業活動における法令遵守に努めています。また、法令遵守の徹底・意識向上のため「イズミホットライン」(内部通報制度)を設置し、当社及びグループ会社からの様々なリスク発生の未然防止に努めています。

ハ) 事業活動において生じた様々なリスクへの対応については、お客様の安全確保、被害の最小化を主たる目的として、全社連絡体制を整備して対応しており、地震等の災害時においては直ちに緊急対策本部(本部長は代表取締役社長)が設置される仕組みとなっています。

当社及びグループ会社から成る企業集団(当社グループ)における業務の適正を確保するための体制

イ) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社社長とグループ会社社長との間において3か月に1回の報告を義務づけています。また、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で毎月1回の経営課題に係る対応策を協議することを義務づけています。

ロ) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議しています。

ハ) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督しています。

ニ) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底しています。

ホ) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行っています。

ヘ) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

2 監査の状況

(1) 監査役監査の状況

当社の監査役監査は、常勤監査役1名及び社外監査役2名の3名で監査役会を構成し、監査役会は原則として月1回開催しています。常勤監査役は、当社及び当社グループ会社の財務・経理・経営管理部門の責任者を歴任し、財務・会計・内部統制・コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と専門知識を有しており、社外監査役の2名はそれぞれ公認会計士、税理士です。各監査役は内部監査課からの報告を受け、内部監査の情報の共有化を図るとともに、監査役、会計監査人及び内部監査課は連携して定期的に各店舗の監査に臨んで情報交換を行うことにより、内部統制・会計監査の状況を把握し、監査役会において会計監査人による会計監査の結果の報告を受けています。

また、監査役の監査業務をサポートするため、監査役補助スタッフ(兼務)を2名選任し、監査役の監査機能の充実を図っています。

(2) 内部監査の状況

当社の内部監査部署は、各事業本部とは独立した経営管理部内に内部監査課を設置し、内部監査強化のため9名のスタッフを配置しています。内部監査課は、年間監査計画に基づいて業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、本社内の各部門及び各店舗並びに当社グループ会社に対して助言・指導を行い、それらの結果について代表取締役及び監査役に報告しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上述のコーポレート・ガバナンスが有効に機能していると認識しており、後述の内部統制システム及びコンプライアンス・リスク管理体制と合わせ、効率的な業務の執行と効果的な経営監視機能が働いていると考えています。

また、独立した立場から経営の客観性・透明性を高めるために、豊富な経験と幅広い見識を有した人材を社外取締役に選任しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送可能な範囲において、法定期限前の発送を実施しています。また、発送前に開示をしています。
電磁的方法による議決権の行使	2020年5月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2020年5月開催の定時株主総会より、株式会社ICJの議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	2020年5月開催の定時株主総会より、東京証券取引所及び当社のホームページで開示しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を開催するとともに証券会社が企画する個人投資家セミナーへ参加しています。 ただし、2020年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、いずれも実施しておりません。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算の発表後、決算概要や経営方針に関する説明会を開催しています。 なお、2020年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、電話会議による決算説明会の開催、動画配信による決算概要・経営方針の説明によって対応しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2020年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、証券会社の開催するWeb上のコンファレンスに参加しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR情報に関するURL https://www.izumi.co.jp/ 掲載情報 月次売上、決算資料、業績推移、株式情報、株主総会、IRカレンダー、決算公告、IR information (English)、ニュースリリース、株価情報 英文によるIR情報に関するURL https://www.izumi.co.jp/corp/e_ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR活動に係る専任部署として活動しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イズミグループ行動憲章に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域社会への貢献活動や環境保全活動に取り組むとともに、「イズミグループ社会・環境報告書」を作成しています。
その他	取締役は男性7名、女性1名(うち社外取締役は男性2名、女性1名)で構成しております。 監査役は男性2名、女性1名(うち社外監査役は男性1名、女性1名)で構成しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業グループとしての社会的責任を適正に遂行し社会の公器として誠実な企業であり続けるため、コンプライアンス(法令遵守)の徹底を経営の重要課題と位置付け実効性のあるコンプライアンス体制を推進し社会からの信頼を確立する。
- (2) 企業グループ全体の取締役及び使用人のコンプライアンスを推進するために、経営管理部を設置する。
- (3) 取締役及び使用人は、事業活動における法令遵守を徹底するために「イズミグループ行動憲章」を掲げ、行動規範として職務を執行する。
- (4) 経営管理部内部監査課は、定期的実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款等に適合しているか検証する。
- (5) 使用人が法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。
- (6) 経営管理部は、コンプライアンスに係る状況について定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- (7) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
- (8) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を構築する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報・文書については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の整備を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報等については、必要に応じて事後的に閲覧が可能な体制を構築する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとは事業活動に潜在する不確実な事象であることを認識し、その特定、評価、是正措置に対する方針を速やかに決定し、取締役会においてそのリスクマネジメントができる体制を構築する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (2) 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議案の審議に関する十分な資料が全役員に配布されるものとする。

5 当社及びグループ会社から成る企業集団(当社グループ)における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社社長とグループ会社社長との間において3か月に1回の報告を義務づける。また、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で毎月1回の経営課題に係る対応策を協議することを義務づける。
- (2) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議する。
- (3) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督する。
- (4) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (5) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- (6) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備する。

6 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとする。
- (2) 監査役室に所属する補助すべき使用人の選任については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- (3) 監査役室に所属する補助すべき使用人の業務執行に対しては、不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害しないように留意する。

7 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制及び当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

8 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の支払に係る方針及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が監査を実施するために要する弁護士等の社外の専門家に対しての相談・鑑定・調査等その他の事務委託費用を負担する。
- (2) 当社グループの代表取締役及びその他の取締役は、監査役と平素から相互の意思疎通を図るほか、監査役監査の重要性和有用性を認識し理解を深め、監査役の要求があれば積極的に協力する。
- (3) 監査役は、経営管理部内部監査課及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図り、連携して監査を遂行する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業活動における社会的責任の基本となるものは、コンプライアンスであるとの考えのもとに、当社としては、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、取締役会において当社及びグループ会社における行動規範として「イズミグループ行動憲章」を制定しました。具体的には「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決します。」と定めており、反社会的勢力を排除することは、まさにコンプライアンスそのものであると認識しております。当社はこのイズミグループ行動憲章に則り、反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、裏取引や資金提供などは行ないません。また、反社会的勢力からの要求等があった場合には、警察等の外部専門機関との連携のもと、組織として対応するとともに、必要に応じて、民事と刑事の両面から法的な対応をとります。

当社は、反社会的勢力排除に向けて以下のような社内体制等の整備を行っております。社内組織等としては、各部署別にその役割を定めるとともに、本社の総務課を、全社的な対応を統括する部署とし、各種の対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関である各県の「暴力追放運動推進センター」・危機管理を専門とする会社・警察・弁護士等との連携を図る体制を構築しております。

統制活動としては、各種の対応マニュアルを社内イントラネット等に掲示して従業員への周知や「不当要求防止責任者講習」への積極的な参加並

びに外部の専門機関からのアドバイス等を受け、適切に対応しております。また、反社会的勢力の情報については、警察・弁護士等の専門機関及び「企業防衛協議会」等から積極的に収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、当社及びグループ会社について、重要な事実や決算情報等を把握管理するとともに、諸法令や証券取引所の定める規程に則った適時適正な開示に努めています。

適時開示に係る社内体制としては以下のとおりです。

- ・複数部門の参加による開示検討会議において、グループ全体の開示事由の掌握と開示必要性を検討する
- ・開示検討会議は、開示書類の作成、検討、提出手続きの管理を行う
- ・開示検討会議は、開示に関する正確な知識の取得のために諸法令等の改正動向の把握と組織的共有に努める

